

里親・里子

松本 園子

里親制度の現在

様々な理由で家庭で生活できない子どもたちのための社会的養護の場として、児童福祉法による養護施設や乳児院という施設があり、もうひとつ「里親」への委託という方法がある。私は、緊急・一時的な保護の場合とは

もなく、長期にわたる施設での二四時間の集団生活は子どもにとって無理な、辛いものであり、生活の場として家庭を保障する里親委託が優先されるべきであると思う。

ところが、この里親制度、日本ではいっこうに振るわない。一九九四年度の数字をみると、養護施設で生活す

る子どもが二五、九六〇人、乳児院が二、六二三人に対して、里親家庭で生活する子どもは二、四七五人、社会的養護を受ける子どものうちの一割にもみたないのである。

欧米諸国でも、かつては社会的養護の主流は施設取容であったが、近年は里親（フォスターホーム）中心となつてゐる。これに比べて日本で里親が振るわないのはなぜだろうか。家族や子育てについての意識の閉鎖性や、住宅条件等さまざまな原因があるといわれている。

しかし、日本の家族の在り方はずいぶん変化し、一方では一層閉鎖的になり、また一方では家族の解体という危い面をもちつつも、血縁のない子どもをおおらかに受け入れることのできる開かれた家庭がうまれる可能性を私は感じる。行政の力の入れかたで状況はかなりかわるのではなからうか。

このことを皆さんにも一緒に考えていただきたいと思ひ、その手掛りに以前しらべた里親の歴史を紹介してみたい。

里親の歴史

「里親」は児童福祉の制度以前に長い歴史を持つてゐる。子沢山や「私生児」、母乳不足等の理由で子の養育を他人に委ねることは昔から広く行われてきた。そして、預け先を里親、預ける子どもを里子と一般に呼んでいた。里親、里子ということばは、そもそも平安中期、都の貴族が洛北の村里に子の養育を託した、という風習に由来するという。

里子として預かることは、一般に私的な行為で、預かる側の目的は幼い子どもの場合には養育料、大きな子どもの場合はその労働力であった。ここでは、虐待やら労働搾取という問題がしばしば生じ、里親は専ら取り締まりの対象であった。大正八（一九一九）年に内務省が里子等についての実態調査を実施している。これによると、報酬をもってする一六歳未満の里子は東京府を除き九、八七九人おり、三分の二以上が七歳未満であった。

表 育児施設の院外委託実施状況

	育児施設数		保護児童数	
	総数	院外委託実施数	総数	院外委託児数
1920 (大正 9)	117	87 (74%)	8,472	2,440 (29%)
1930 (昭和 5)	120	85 (71%)	6,725	1,961 (29%)
1937 (昭和12)	114	70 (61%)	7,548	1,516 (20%)

資料：内務省社会局『社会事業要覧』『社会事業統計要覧』

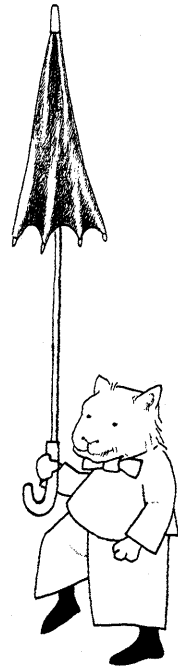
もうひとつ、児童保護施設が、その收容児童の養育を一般家庭に委ねることが明治末頃から行われた。これらは「院外保護」「家庭委託」等といったが、やはり一般には里親・里子と呼ばれていた。このような施設を介した里親委託は一時かなり盛んであり、これが戦後、児童福祉法の里親制度につながって行く。こちらのタイプの里親について、詳しくふれておきたい。

育児施設による家庭委託

戦前は、家庭をもたぬ子どもは保護施設は一般に「孤児院」と呼ばれていたが、行政上は育児施設という名称が使われていた。この種の施設は全国百数十か所あったが、表にみるように、これらの六、七割が收容した子どもを院外の家庭に委託していた。このような、営利目的とは異なる社会事業としての里子委託が相当数あったことがわかる。何故、どのような形で委託がなされていたのか。まず、内務省による解説を紹介しておきたい(傍

線筆者)。

育兒院に收容する児童の養育方法は乳兒は之を里預けに出し、院内にて養育する者は多く学齡中の児童なり。院内養育の組織につきては多数児童を一所に集合する寄宿制度の弊害を認め、大抵家庭制度を用ひ、且つ一族舎の收容児童数は比較的少なく大概十人内外なり。(中略)養育後の方途に關しては父母其他親族に引取らせ能はざるものは、多くは義務教育終了後



職業又は家事見習の爲め適當なる家庭にその養育を委託し獨立を図る。

児童の院内養育は極めて困難多く、良好の成績を挙げ難きは勿論一般の認むる処なり。又我邦にては家庭委託制度が古くより行はれ居るも、未だ是が充分なる発達を見るに至らず、児童の委託並に出院後の監督方法等も完備し居らざるは甚だ遺憾なり。故に今後一方院内養育に關して最善の改良を講ずると共に、家庭委託制度の完全なる発達を企図し、以て育兒事業の完

壁を期せざるべからず。(『本邦社会事業概要』内務省社会局、大正十一年)

このように、育児施設に収容した子どものうち、乳児期は院外家庭に委託、その後義務教育終了までは院内でできるだけ家庭的に処遇し、その後は職業訓練等の名目で再び院外家庭に委託する(現行の保護受託者につながるもの)というのが順当な方法と考えられていた。

乳児の家庭委託

乳児については、まず生存のために里親委託が必要であった。というのは、人工栄養として安全かつ簡便な粉ミルクが開発されたのは戦後のことで、戦前は母親のお乳がでない、あるいは母親がいない乳児は直ちに生存の危機にさらされることとなった。最も優れた人工栄養は牛乳であったが、高価であり、冷蔵設備も不備な当時にあつては、限られた条件でしか使用できなかった。一般

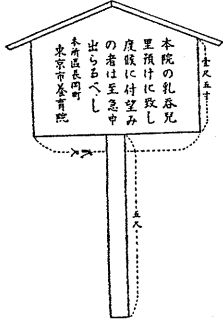
庶民は、貰い乳ができなければ重湯やら、小麦粉をとかけたのやらでしのいだが、この場合死亡率は非常に高かった。

捨て子が発見されるとまず警察に届けられる。お巡りさんは赤ん坊をかかえて困り、どこかにお乳の出る人はいないかと探して、まずそこに預けるということがされた。同様に、施設においても、乳児が入所すればまずお乳をくれる人をさがす。おむつの世話のこともあり、当時の施設は赤ん坊を丁寧に預かれるような状況ではなかったから、乳母として世話してくれる家庭に預けるとがまず考えられたわけである。

前回とりあげた東京市養育院においても、乳児の院外委託が早くから行われていた。明治期の資料によれば「哺乳児の入院あれば直に里親に託して乳養せしめ該児満三年に達すれば帰院せしむるなり」(『東京市養育院実況』明治二十九年)とある。院の門外、浴場などに次図のような立て札をたてて里親募集を広告し、申し込み者に

医師の診断の上、一ヶ月一円七〇銭の養育料と布団、おむつなどの現物を給与して委託した。三歳になると院にどすのであるが、その際には里親、里子とも離れ難く泣き悲しんだという。

乳児は里親委託という方針は建前としてはずっと続いた。しかし、大正期にはいと、乳児の専門施設も出現し、人工栄養として牛乳が推奨され、だんだんに乳児期の乳母としての里親委託の切実度は低下していった。危険な乳児期は、素人の家庭よりも施設の医学的管理下で育てたほうがよいとする傾向がでてきた。



●告札 『養育院六十年史』より

幼児・学齡兒童

乳児の里親委託の必要は栄養というぎりぎりの生存のためであった。この点が、人工栄養法の技術的な進歩によってある程度解決されるようになると、委託の必要性は子どもの精神発達上のそれに重点が移っていった。それは、一九〇九年のアメリカ白亜館会議における家庭養育重視の声明の影響もあつたろう。そして、委託年齢も幼児期以降に移っていった。

東京市養育院においては、大正半ばごろから「里流れ制」と称して、乳児期から委託して、そのままずっと義務教育終了後までその家庭に置く、という方法が採用された。先にふれたように三歳で施設に戻すのが、人情としてしのびない、ということもあつたろうが、「成育後引続き預け置くは院内兒童に往々種々の欠陥を伴ひ易きを以て家庭的温情に浴せしめて其の円満発達を期せしめんがため」（大正八年度『東京市養育院年報』）とホスピ

タリズムの問題が意識されている。前回紹介した昭和期の養育院育児室における家庭委託の状況を、元保母の高橋寿美氏は次のように語ってくれた。

捨て子の子は行くところもないから里子にだすんですよね。養育院のような少ない保育者のところで居るのはどうかと思っていましたね。だから、里子に出されることを私は祈りましたね。私が入りたての一年（昭和一三年）で、六、七人は里子に出たと思いますけどね。年齢は数え三歳か四歳ですね。

「先生、どの子が良いですか」って貰いにきた人が言いますよね。で、何人か候補者を並べます。嫌ですね、考えてみると。でも、そのときには「売りたい」と思って、里子にどうしても出してやりたいと思って並べます。その中から気に入った子連れていくんですけれど帰ってきた子もいました。なつかないとかいう理由等で。

私は一度里子にだされた子の家を訪ねていったことがあります。この子は橋のたもとに捨てられていたんで「橋×○○」という名前なんですけど、埼玉県のW村に貰われて行って訪ねてまいりました。バスで行ったんですけれど、家には伺えなくて利根川ぞいのところで会いました。子供を連れてきて、私のことを病院の先生っていいました。○○という名前を△△という名前に換えて「△△、病院の先生が来たよ」って連れてきました。近所の人に見られると困るからって。でも、その子は子供のいないところに貰われていったので実子のようにしてもらったんだとおもいます。だから、養育院からってことが皆にわからないように、身体が弱いから病院に預けていたんだと言いついていたようですね。四つぐらいだったでしょうね、よく解って利口な子でしたよ。幸せにしていると思います。

児童福祉法における里親制度の問題

戦後、児童福祉法が制定された。そのなかで、里親は単なる習慣的なそれではなく、近代的な児童福祉の方法としての位置を得た。関係者の里親制度への期待は大きく、「この制度こそおほらかな精神と性格を形づくる家庭の中に育つ事の出来ない不幸な子供達を実の親でなくとも温い家庭的雰囲気の中で育てようとする唯一の児童福祉への活路である」(東京都民生局『里子の研究』(昭和二三)、とまでいわれている。

しかし、一般の認識は、戦前から引き継いだ、里親というものは営利のために預かり労働を搾取するもの、といううさんくさい思い、否定的な意識というものがあつた。児童福祉法制定に際しての国会審議のなかでも、例えば「良い里親ばかりならよろしゅうございますが、万一面白くないことが起きましたときにはどうするか」(衆議院厚生委員会における山下議員の発言)と、のっ

けから里親を疑ってかかる発言がみられる。そして、実態としても農家で労働力を目的に里子を預かり、成人してからもその家に留めお礼奉公をさせる、という状況が少なからず存在した。戦後期、今日に比べ里親委託がかなり盛んだった背景に、このような前近代的里親の残存があつたことは否定できない。

このような問題がなくなったのは、昭和三〇年代後半、高度経済成長の下、農業人口の激減と農業の機械化などにより子どもが働くことが一般にもなくなった時期以降である。以来、里親希望の理由の大半が、子どものいない家庭の養子縁組の前段階としてのそれになった。



養子縁組のための里親制度の活用はおおいになされてよいが、それだけでは対象となる子どもは非常に限られたものになってしまう。制度本来の、子どもの福祉のための里親の開拓が遅れており、それが里親不振につながっている。

東京都の養育家庭制度（一九七四年開始）は施設に養育家庭センターを置き、本来の里親を援助するための制度である。実はこれは、戦前期の施設による家庭委託の現代版といってもよく、児童福祉法制定時に戦前のこのような経験が継承されていれば、その後の展開は少し違っていたかもしれない。

もうひとつ、児童福祉法において、戦前「孤児院」と一般によばれていたものが「養護施設」、「託児所」と呼ばれていたものが「保育所」として制度化され、それにより新しい内容を主張したのと同様に、古臭いイメージのつきまとう「里親」を使わず、「養育家庭」なり「養護家庭」なりの新しい名称にすべきであった。現在児童

福祉法改正が進行しているが（本稿掲載時には結論がでているかもしれない）、これからでもそうした変更がなされるよう提案したい。

（淑徳短期大学）

参考資料

松本園子「社会的養護の方法としての里親制度の検討(1)」（淑徳短期大学研究紀要二四号、一九八五）、「同(2)」（同二五号、一九八六）。

松本園子「里親制度発足前後の里親養育について」（新しい家族一七号、一九九〇、養子と里親を考える会）